

★FAQの前にご確認いただきたいこと★

ご提出いただいた業績は申請書と併せて、所属する専攻・系にお渡しし、選考（推薦順位付け）を行います。毎年多くの申請学生から、業績の多寡・記載方法、日本学術振興会特別研究員の採用内定に関する記載等について質問を受けますが、当係では公平性の観点からアドバイスを行っておりません。

この点を踏まえていただき、記載する業績や記載方法等は、申請学生ご自身でご検討願います。

なお、総合文化研究科以外の大学院生からの申請は受理（受付）できませんので、所属している研究科でご確認願います（数理科学研究科の大学院生は、数理科学研究科へご申請ください）。

○ 特に優れた業績による返還免除申請資格を確認しよう。

大学院第一種奨学金貸与者で、

- 1) 令和元年度中に日本学生支援機構第一種奨学金の貸与が終了（満期や辞退など）する大学院生であること。

注）早期修了や日本学術振興会特別研究員採用・リーディング大学院プログラム等の採用に伴い第一種奨学金の貸与を途中で辞退（終了）する場合も対象者となります。

☆日本学術振興会特別研究員の補欠（合格）者の方はQ8をご確認ください。

- 2) リレー口座の加入手続きが完了していること。

*日本学生支援機構で「[博士課程の業績評価に関するガイドライン](#)」を設けられています。博士課程の方は、こちらもご確認願います。

○ 指導教員に事前に相談しよう。

指導教員による推薦書の作成や研究成果の提出が必要となりますので、申請を希望する学生は事前に指導教員へ相談しておきましょう。

○ スケジュールを確認しよう。

申請書* 配付期間 令和2年1月6日～2月7日

申請書 受付期間 令和2年1月6日～2月7日 9:00-12:30,13:30-16:50

選考期間 令和2年2月～4月（総合文化研究科および東京大学で選考）

結果通知 令和2年6月下旬

*申請書は、webからのダウンロードも可能です。

アドミニ棟1階7番窓口でも紙媒体を配付しておりますが、web媒体と同じものです。

○ 過去3年間の申請状況

簡単に説明しますと、免除候補者の推薦者数は、当該年度で貸与終了となる奨学生数の3割が上限値となります。

(日本学生支援機構ホームページより抜粋)

平成16年度に、大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者の3割を上限として、在学中に特に優れた業績を挙げた者を対象に、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる「特に優れた業績による返還免除制度」を導入しました。

例)

修士課程で貸与満了および辞退者数 60名 → 修士課程推薦者数の上限 18名 (60名×0.3)
博士課程で貸与満了および辞退者数 30名 → 博士課程推薦者数の上限 9名 (30名×0.3)

平成30年度

修士課程： 申請者 33名 免除者 17名
博士課程： 申請者 13名 免除者 7名

平成29年度

修士課程： 申請者 37名 免除者 18名
博士課程： 申請者 16名 免除者 9名

平成28年度

修士課程： 申請者 32名 免除者 17名
博士課程： 申請者 19名 免除者 9名

※免除者数は、全額又は半額免除者の合計数

★申請学生からよくいただく質問（FAQ）★

Q1 申請資格を教えてください。

A1申請資格があるのは、当該年度に満期、辞退、退学等により第一種奨学金の貸与が終了した大学院生です。必ず申請受付期間内でご申請ください。期日を過ぎると受理（受付）できませんのでご注意ください。併せてQ4もご確認ください（日本学術振興会特別研究員の補欠（合格）者の方は、Q8をご確認ください）。

1) 令和元（2019）年度に申請資格がある例①

平成 30（2018）年 4 月 修士課程入学（奨学金の貸与開始）
令和 2（2020）年 3 月 修士課程修了（奨学金の貸与終了）

2) 令和元（2019）年度に申請資格がある例②

平成 30（2018）年 4 月 修士課程入学（奨学金の貸与開始）
令和元（2019）年 10 月 奨学金の貸与を辞退し、引き続き在学
令和 2（2020）年 3 月 修士課程修了予定

3) 令和元（2019）年度に申請資格がない例

平成 30（2018）年 4 月 修士課程入学（奨学金の貸与開始）
平成 31（2019）年 3 月 奨学金の貸与を辞退
令和 2（2020）年 3 月 修士課程修了

申請年度は、平成 30 年度です。

Q2 年末に行う継続手続きにて「次年度の奨学金を継続しない」と選択した場合、申請資格があるか。

A2 当該年度に辞退したこととなりますので、当該年度の申請受付期間内に申請してください(令和元(2019)年度の継続手続きで、「継続しない」を選択した場合→令和元(2019)年度に申請)。

Q3 修士課程から博士課程に進学する場合、修士課程で貸与された奨学金に対する返還免除申請はいつか。

A3 【貸与が終了した年度】の申請受付期間内で申請してください。

修士課程で奨学金の貸与 → 修士課程での貸与終了（辞退）年度に申請してください。
博士課程で奨学金の貸与 → 博士課程での貸与終了（辞退）年度に申請してください。

Q4 最近、辞退手続きを行ったため、リレー口座の加入手続きが完了していないが、申請可能か。

A4 申請受付期間内でしたら、申請できます。リレー口座加入用紙等は、辞退手続きの翌月以降に日本学生支援機構から発行され、本人へ送付します。その際に、リレー口座加入の期限を案内しますので、その期限までに加入することを前提に申請を受け付けます（1月辞退の場合、リレー口座の加入手続きは3月中旬頃）。ただし、申請受付最終日（令和元年度最終受付日：令和2年2月7日）を過ぎて、辞退手続きを行った場合で、返還免除申請を遡って行うことはできません。

Q5 修士課程（博士課程）1年次に奨学金の貸与を辞退し引き続き在学している場合、申請年度はいつか。

A5 **【貸与が終了した年度】**の申請受付期間内で申請してください。年度途中で貸与を辞退する場合は、当該年度しか申請資格がありませんので、希望者は必ず申請受付期間内にご申請ください。選考の対象となる業績は、奨学金の貸与期間中に挙げた業績となります。終了（辞退）後の在学中に挙げた業績は選考の対象にはなりません。なお、申請受付最終日（令和元年度最終受付日：令和2年2月7日）を過ぎて、辞退手続きを行った場合で、返還免除申請を遡って行うことはできません。

Q6 業績評価の対象となる期間は、いつか。

A6 業績評価の対象期間は、「奨学金の貸与を受けていた期間」です。在籍課程の途中で辞退（採用）した場合は、貸与期間以外の業績は評価対象外です（貸与開始月～貸与終了月までの業績が対象）。

Q7 修士課程（博士課程）1年次に奨学金の貸与を受けず、2年次で奨学生となった場合で、1年次の業績を含めて申請することは可能か。

A7 業績評価の対象期間は、「奨学金の貸与を受けていた期間」となりますので、1年次の業績を含めて申請することはできません（貸与開始月～貸与終了月までの業績が対象）。

Q8 日本学術振興会特別研究員の補欠（合格）者は、申請できるか。

A8 補欠（合格）者で返還免除申請を希望する場合*は、採否に関わらず、必ず当該年度の申請受付期間内に申請してください。なお、最終的な採否結果を待ってからの申請は、選考の都合上、受理（受付）できないため、当該年度の申請受付期間内でご申請ください。

*補欠（合格）者は、辞退手続きをせずに、当該年度の申請受付期間内に申請してください。
日本学術振興会特別研究員の採否結果に伴い以下の取り扱いとなります。

- 1) 特別研究員に採用された場合は、奨学金の貸与辞退届を提出し、返還免除選考の対象者となります。
- 2) 特別研究員に不採用だった場合は、奨学金の貸与継続となるため、返還免除申請を取り下げてください。

過去の例では、補欠（合格）の最終結果を待って申請受付期限後に返還免除申請を行った学生が
おりましたが、他の学生との公平性が担保できないことから、受理（受付）しておりません。

Q9 休学により奨学金の貸与を休止中ですが、休止期間中の業績を含めて申請可能ですか。

A9 休学・留学に伴う貸与休止期間も貸与期間に含まれますので、当該期間の業績を含め申請してください。

Q10 海外に現在いるため、代理申請は可能か。

A10 総合文化研究科では代理申請を認めています。本人が窓口へ持参できない場合は、「委任状」を添付
のうえ、申請書類一式の提出を代理の方へご依頼ください。委任状は任意様式（A4）で、学生証番号・
氏名・連絡先・持参できない理由等を記入してください（郵送による申請は受理（受付）できません）。

Q11 指導教員作成の推薦書は、厳封すべきか。

A11 推薦書に関しては、指導教員のご意向に委ねます（申請学生に手渡し・厳封したうえで申請学生に
手渡し・指導教員が窓口持参等）。
